

## 神奈川県介護賞実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県介護賞実施要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(算出基準日)

第2条 従事年数等の算出基準日は、表彰年度の10月1日とする。

(期間の算定)

第3条 非常勤職員の従事年数の算定にあたっては、8時間をもって1日とし、273日をもって1年とする。

(下位表彰の範囲)

第4条 要綱第2条第3号の神奈川県社会福祉関係者等表彰等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 神奈川県社会福祉関係者等表彰
- (2) 神奈川県ホームヘルパー表彰
- (3) 指定都市長又は中核市長の社会福祉功労者表彰
- (4) 神奈川県職員ほう賞又は神奈川県職員功績賞（ただし、神奈川県職員功績賞要綱2(2)に規定する知事表彰を個人で受賞した者に限る。）
- (5) 市町村長の職員表彰

(被表彰者の対象除外)

第5条 次の各号いずれかに該当する者は、表彰対象者から除外する。

- (1) 神奈川県看護賞又は保育賞の対象者
- (2) 神奈川県社会福祉関係者等表彰実施要領第3条第1項第2号又は第3号に規定する社会福祉施設等に勤務したことにより、神奈川県社会福祉関係者等表彰を受賞した者

(被表彰候補者の推薦)

第6条 候補者の推薦は、要綱第3条に規定する推薦者が、次の書類を知事に提出することにより行う。

- (1) 推薦書（第1号様式）
- (2) 業績調書（第2号様式）
- (3) 履歴書（第3号様式）

(被表彰候補者の調査)

第7条 候補者の功績内容等を把握するため、推薦者から提出された推薦書等のうち主として次の事項について、必要があれば、福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長が調査するものとする。

- (1) 性行及び徳望（勤務成績を含む。）

- (2) 賞罰の有無
- (3) 功績が特に顕著であると認める事項
- (4) その他参考となる事項

(選考委員会)

第8条 表彰すべき業績の審査及び被表彰者の選考を行うため、神奈川県介護賞選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、委員15名以内をもって組織し、委員長は福祉子どもみらい局を担当する副知事をもって充てる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成5年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成20年6月17日より適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成22年6月11日より適用する。

附 則

この要領は、平成25年6月25日より適用する。

附 則

この要領は、平成26年7月4日より適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月9日より適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より適用する。